

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（下水道管理課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、給与制度の整備等をするための改正

二 内容

- (一) 在宅勤務等手当の新設
- (二) その他手当の見直し

三 施行期日

令和七年四月一日等